

女性活躍推進法に基づく鳴門市特定事業主行動計画実施状況の公表について(令和5年度)

令和6年7月公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条第6項の規定に基づき、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況を公表します。

①採用した職員に占める女性職員数

令和5年度

単位:人

職種	一般行政	土木技術職	保健師	消防士	電気技師	計
女性	2	0	3	0	0	5
男性	6	2	0	3	1	12
計	8	2	3	3	1	17

②平均した継続勤務年数の男女の差異

令和5年度

単位:年

女性	13.7
男性	15.5

③職員一人あたりの各月ごとの超過勤務時間

令和5年度

単位:時間

4月	5月	6月	7月	8月	9月	
13.4	10.2	9.3	7.5	8.7	7.9	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
10.1	9.7	9.7	9.2	8.6	15.8	10.0

④管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

令和5年度(4月1日現在)

管理職数	女性管理職数	登用率
182人	54人	29.7%

⑤各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

令和5年度(4月1日現在)

	職員数	女性職員	登用率
部長・副部長級	21人	2人	9.5%
課長相当職	59人	15人	25.4%
副課長級	102人	37人	36.3%
係長級	177人	65人	36.7%

⑥男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

令和5年度

	該当者	取得者数	取得率	平均取得日数
女性	5人	5人	100.0%	510.8日
男性	11人	6人	54.5%	41.0日

⑦男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

令和5年度

対象者数	配偶者出産休暇(2日以内)			育児参加のための休暇(5日以内)		
	取得者	取得率	平均取得日数	取得者	取得率	平均取得日数
11人	7人	63.6%	2.0日	5人	45.5%	3.6日

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)(抄)

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

(略)

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。